

朝霞市規則第3号

朝霞市職員の職名に関する規則等の一部を改正する規則

(朝霞市職員の職名に関する規則の一部改正)

第1条 朝霞市職員の職名に関する規則(昭和44年朝霞市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「専門員」を「副主幹」に改める。

(朝霞市職員の管理職手当支給に関する規則の一部改正)

第2条 朝霞市職員の管理職手当支給に関する規則(昭和37年朝霞市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第5号中「専門員」を「副主幹」に改める。

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第3条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(昭和47年朝霞市規則第22号)の一部を次のように改正する。

本則中「専門員」を「副主幹」に改める。

(朝霞市役所支所処務規則の一部改正)

第4条 朝霞市役所支所処務規則(昭和49年朝霞市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第5条第4項中「専門員」を「副主幹」に改める。

(朝霞市保育園設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第5条 朝霞市保育園設置及び管理条例施行規則(昭和62年朝霞市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条第2項中「専門員」を「副主幹」に改める。

(朝霞市役所出張所処務規則の一部改正)

第6条 朝霞市役所出張所処務規則(平成元年朝霞市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第7条第4項中「専門員」を「副主幹」に改める。

(朝霞市事務分掌規則の一部改正)

第7条 朝霞市事務分掌規則(平成26年朝霞市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第5条第11項中「専門員」を「副主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。